

議案第6号

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与
規程の一部を改正する訓令について

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を
別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程（昭和58年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育庁文化課及び及び埋蔵文化財センターに勤務する者で、文化財の発掘業務に従事するもの」を「教育庁文化財課及び埋蔵文化財センターに勤務する者で、文化財の発掘業務に従事するもの」に、「教育庁実習船運営事務所に勤務する船舶乗組員」を「県立学校に勤務する実習船海邦丸の船舶乗組員」に改め、同表県立学校に勤務する警備員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

- 1 改正を必要とする訓令の名称
沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程

- 2 改正の経緯及び必要性
平成23年度に文化に関する事務（文化財の保護を除く。）を知事部に移管することから、教育庁文化課の名称を教育庁文化財課に変更する
また、平成22年度をもって実習船運営事務所を廃止し、学校に機能を移管する。
このため、当該訓令の別表における被服等を貸与する職員の範囲を改める必要がある。

- 3 改正案の概要
 - (1) 沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の別表における「ア 被服等を貸与する職員の範囲」における文化課及び実習船運営事務所に係る項を改め、県立学校に勤務する警備員の項を削る。（本則）
 - (2) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。（附則第1項）

- 4 添付資料
新旧対照表

安全靴 安全帽 ゴム長靴 雨衣 調理服 (上下) 調理帽	1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 2 1	安全靴 安全帽 ゴム長靴 雨衣 調理服 (上下) 調理帽	1 1 1 1 2 1	1 1 1 1 2 1	安全靴 安全帽 ゴム長靴 雨衣 調理服 (上下) 調理帽
県立学校に勤務する警備員			冬服 (上下) 夏服 (上下) ネクタイ 靴 章 帽子	2 2 1 1 1 1	2 2 1 1 2 2	灰色無地で形状は図表2のとおり 灰色無地で形状は図表2のとおり 濃紺色無地 黒色無地 形状は図表2のとおり 濃紺色系統無地で形状は図表2のとおり
県立学校に勤務する者で、学校給食の栄養に従事するもの			白衣 靴 帽子	2 1 1	2 1 1	白衣 靴 帽子